

2023.10.08

即時償却ができない場合の 中小企業投資促進税制の活用

Q

お客様からのご質問

私は資本金 2,000 万円の建設会社（9 月決算、定率法を採用）の経営者です。

10 月に建設機械を購入し、即時償却を行おうとしましたが、中小企業経営強化税制の即時償却の要件を満たすことができませんでした。少しでも税負担を軽くしたいのですが何か良い方法はないでしょうか？

A

キド先生からの回答

中小企業投資促進税制の活用を検討してください。この税制でしたら、工業会の証明書や国等の経営力向上計画の認定手続き等は不要です。御社のケースで、即時償却と 30% 特別償却の比較を行ってみましょう。

(単位：万円)

	項目	減価償却	投資促進税制 活用の場合
①	償却前の課税所得（予想）	4,000	4,000
②	建設機械 2,000 万円10月購入	2,000	666 600
③	課税所得	2,000	2,734
④	法人税額	398	569
⑤	法人税の節税額	171	0
⑥	来期以降の減価償却費	0	734

(注1) 1万円未満の端数は四捨五入しています。

キド先生からのコメント

御社のケースで、30% 特別償却の中小企業投資促進税制を活用した場合、即時償却の場合よりも初年度の税負担が 171 万円増しますが、翌事業年度以降、総額で 734 万円の減価償却が計上できます。詳しくは顧問税理士にご確認ください。

